

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

### 佐賀県教育委員会規則第5号

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の管理に関する規則（平成23年佐賀県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(指導教諭)</p> <p><b>第48条</b> 学校に指導教諭を置くことができる。</p> <p>2 指導教諭は、児童等の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</p> <p>(副主任寄宿舍指導員)</p> <p><b>第61条</b> 略</p>	<p>(指導教諭等)</p> <p><b>第48条</b> 学校に指導教諭及び特任指導教諭を置くことができる。</p> <p>2 指導教諭及び特任指導教諭は、児童等の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</p> <p>(副主任寄宿舍指導員)</p> <p><b>第61条</b> 略</p> <p><u>(特任寄宿舍指導員)</u></p> <p><b>第61条の2</b> <u>寄宿舍を設ける学校に、特任寄宿舍指導員を置くことができる。</u></p> <p><u>2 特任寄宿舍指導員は、校長の監督を受け、主任寄宿舍指導員及び副主任寄宿舍指導員を助け、寄宿舍における児童等の日常生活上の世話及び生活指導に関する事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。</u></p> <p><u>3 特任寄宿舍指導員は、主任寄宿舍指導員及び副主任寄宿舍指導員のうちから、教育委員会が命ずる。</u></p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。